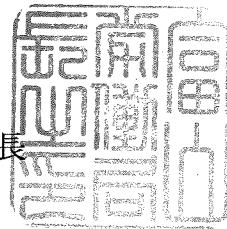


富労発基 0312 第 2 号-2  
平成 30 年 3 月 12 日

関係団体の長 殿

富山労働局長



### 「STOP ! 熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について

日頃より労働行政の推進に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

これまで、職場における熱中症予防対策については、平成 21 年 6 月 19 日付け基発第 0619001 号「職場における熱中症の予防について」に基づく対策をはじめとして、毎年重点事項を示して、その予防対策に取り組んできたところであり、平成 29 年においては「STOP ! 熱中症 クールワークキャンペーン」を初めて実施し、各災防団体等と連携して熱中症予防対策に取り組んできたところです。

平成 29 年の職場における熱中症の発生状況（全国速報値）を見ると、死亡者数は 7 月に 10 人、8 月に 6 人で、平成 28 年の発生状況（全国確定値）と比較して計 4 人増加する結果となりました。死亡災害の発生状況を見ると、WBGT 値（暑さ指数）計を事業場で準備していないために作業環境の把握や作業計画の変更ができるない例や、熱中症になった労働者の発見や救急搬送が遅れた例、事業場における健康管理を適切に実施していない例などが見られます。このようなことから、職場における熱中症対策がまだ十分に浸透していなかったと考えられ、熱中症予防対策の徹底を図る必要があります。

平成 30 年の本キャンペーンにおいては、職場における熱中症予防対策の浸透を図ることを目的とし、別添の「STOP ! 熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱（以下「要綱」という。）のとおり実施します。富山労働局及び各労働基準監督署におきましては、事業場における WBGT 値の把握や緊急時の連絡体制の整備等の重篤な災害を防ぐ対策について、特に重点的に周知・啓発を関係団体等と実施することとしております。

つきましては、既に、貴団体の上部団体の長に対して、平成 30 年 2 月 28 日付け基安発 0228 第 2 号をもって厚生労働省労働基準局安全衛生部長から要請しているところですが、本職からも改めて、貴団体におかれましても、要綱の 7 (2) の事項につきまして、実情に応じた効果的な手法により実施していただきますようお願いいたします。また、会員又は傘下事業場等に対し、その周知を図っていただきまともに、各事業場において確実な取組が行われますよう、特段の御配慮をお願いいたします。

